

◆有料化全市実施説明会 議事録

日時：平成26年12月19日（日） 午後7時から午後8時15分

場所：鎌倉芸術館

参加者：40名

1 有料化DVD放映

2 ポイント説明

（有料化について、製品プラスチックとは、家庭でできる分別・減量の取組み）

3 質疑応答

Q 有料袋の大きさが分からないので明記された方がよいと思います。

A 12月1日に各戸配布させていただいたカラー版の特集号に明記してございます。又、機会があれば明記させていただきます。

Q 洋服は布類に入らないのですか。

A 布類に入ります。ダウンジャケットなど綿や羽毛が入っているものは燃やすごみにお出しください。

Q 50センチメートル以上で出せる品目でバットやスキーストックはどの大きさの有料袋（指定収集袋）を使ったらよいですか。

A 棒状のものについては、本数により変わるので結べたり、巻ききれの大きさの有料袋（指定収集袋）を使って出してください。

Q 粗大ごみの出し方は今後どうなりますか。

A 粗大ごみの出し方は変わりません、担当のクリーンセンターに申し込んでいただき、コンビニエンスストア等で粗大ごみシールを購入ください。

Q 燃えないごみを有料袋（指定収集袋）に入れるとき、同じ袋に全部入れて出してよいのですか。

A 燃えないごみであれば全部一緒にかまいません。

Q カラス等の被害で有料袋（指定収集袋）が破れてごみが散乱してしまった場合の対応はどうすればよいですか。個人で有料袋（指定収集袋）を買って出すのは負担が大きくなります。

A 清掃された方にご負担はかけられません。清掃ごみと書いて透明、半透明の袋でお出しください。

Q 単身者や学生で出入りの多いアパートで分別の分からない入居者に対してどのような説明をしていますか。アパートの前に住んでいて、時々私が清掃したりして苦労しています。

A 単身者の多いアパートなど分別が悪いというのは聞いており、自治町内会にも入っていない方も多い様です。対応策として、担当のクリーンセンターの職員も分別が悪いクリーンステーションについて承知しておりますので有料化実施前に事前周知のためクリーンステーションでのパンフレットの配布やアパートへのポスティングなどを考えています。又、転入の際には資源循環課にお寄りくださいとご案内しており、その時に有料化についても説明します。

先日、不動産業の協会の会合に参加させていただき、転入者に対しどういう周知ができるか伺ってきました。不動産業の方からも周知はしていただけるお返事もいただき、ポス

ターなどあれば建物に貼っていただけるとの事でした。

Q マンションの大家が東京にいて中々連絡が取れませんかどうしたらよいでしょうか。

A 県外の方になりますと管理を不動産者などに任せる場合が多いと聞いており、不動産業の協会の方々を通じてチラシやポスター等で、お住まいのマンション、アパートへの周知というようなことも、図っていきたいと思っています。

Q 使用済み食用油はペットボトルに入れて出してください、とありますが、紙に吸わせた場合、燃やすごみでよいのですか。

A 紙に吸わせた場合は、燃やすごみです。

Q 有料袋（指定収集袋）はどこで購入すればよいですか。

A 2月の中旬頃から、コンビニエンスストア、スーパー、ドラッグストアなどで販売を考えています。販売の日程やお店など決まりましたら広報などでみな様にお知らせしたいと思います。

Q 鎌倉市の2つの清掃工場は古く、いずれは壊すということですが、その先の予定として先ほど説明していましたが、平成37年頃までに新しい清掃工場を造る予定があるのでしょうか、どういう状況になっていますか。

A 焼却施設のお尋ねだと思います。鎌倉市には2炉、焼却施設があり、いずれも老朽化が進んでいます。今泉クリーンセンターについては平成27年3月末で焼却は停止しますが、その後についてはごみ処理施設として活用していきたいと思っています。名越クリーンセンターについては地元のみな様のご理解もあり、約10年間の延命化工事をして焼却させていただくことになっています。そのあとは焼却施設がありませんので、平成37年以降から新しい焼却施設の検討を始めています。大きな課題としてどこに造るかということです。具体的な候補地として4か所、山崎浄化センター、JRの跡地で深沢地域総合整備事業区、深沢クリーンセンター、野村総合研究所跡地に絞られており、おおよそ今年度中には1か所に絞り込みたいと考えております。

Q 大きな郵便封筒の中に、クッション代わりにプチプチが貼りついたものがあり、分別が分はどのようにすればよいですか。

A プチプチは容器包装プラスチックですが、紙に貼りついているものは燃やすごみに出してください。

Q 不法投棄があった場合、資源循環課に電話すればすぐに職員の方が来て説明に行くと書いてありますが、どなたが出したか分からないものを、どうするのですか、ごみはそのままですか。

A 有料袋（指定収集袋）を使わない、ルールを守らないなごみがあった場合につきましては、もし、お気づきの場合、資源循環課にご連絡いただければと思います。職員が現場に行き確認しますが、確かに誰が出したか分かる状況にないと思います。例えば次の収集日の朝クリーンステーションで立ち番などして、どなたが出したか分かれば指導や周知を行いたいと思います。また、そのクリーンステーションをお使いの方にお話を伺いながら、有料袋（指定収集袋）を使わないごみがクリーンステーションから無くなるよう、対策を図っていきたいということで、資源循環課に連絡してくださいと書いてあります。

Q 不法投棄した人が、仕事をしていて土日しか家にいない人もいます。そういう場合職員の方が行ってお話とかできないのではないですか。市の職員は土日お休みではないですか。

A 場合によってはお休みの日に伺うこともあります。ケースバイケースで対応させていた

だきます。例えば、次の収集日の朝、立ち番などして指導や周知します。

Q 慣れるまで、指定収集袋の大きさを判断できないので、どなたでも見本を見られるようにお店に置かれたらどうですか。

A 現在、指定収集袋を取り扱っていただける店舗様に説明会を行っていて、店舗様の方からも、見本をもらえないかというお声をいただいております。前向きに検討したいと考えています。